

# 介護保険サービスへの参入のお願い

## 1 介護保険と障害福祉サービスの関係

介護保険と障害福祉サービスは、対象者や給付の詳細について差異がありますが、サービスの内容自体は非常に似通ったサービスです。

## 2 共生型サービス

介護保険サービスにおける訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の指定を受ける場合の基準の特例が設けられ、障害福祉サービスの指定を受けていれば、基本的に介護保険（共生型）の指定を受けることができるようになりました。（H30.4.1施行）

<対象となるサービス>

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	訪問介護	⇔	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 （地域密着型を含む）	⇔	生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） 放課後等デイサービス（同上）
	療養通所介護	⇔	生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所に限る） 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所に限る） 放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	短期入所生活介護 （予防を含む）	⇔	短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスを一体的に提供するサービス	（看護）小規模多機能型居宅介護 （予防を含む） ・通い	←	生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） 放課後等デイサービス（同上）
	・泊まり	←	短期入所